

<p>(関連分野) 教育・若者支援</p> <p>(事業の名称) 「学校サポートーズ」(教育活動支援事業)</p> <p>(関係省庁名) 文部科学省</p>
<p>事業の概要</p> <p>(事業内容)</p> <p>以下のような観点から、学校での教職員による教育活動をサポートする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中・高等学校等において、社会で活躍する人材や企業O B、地域の技術者、退職教員等を活用して、授業の実施や教職員の補助などの支援。(例えば、習熟度別少人数指導、小学校における専科教育の充実、障害のある児童生徒の介助、学校図書館の補助、中学校での武道、高等学校における就職指導の支援など、教育課題に対応し、教育活動を実施及び補助する事業。科学技術と社会とのつながりなど、児童生徒の科学技術に関する理解を促進する活動。) <p>地域の人材を活用した、小・中・高等学校における体験活動の充実(例えば、児童生徒が農山漁村において自然体験活動など様々な体験活動を行う際に、受入農家の選定から指導インストラクターの派遣などをコーディネートする人材を雇用する事業(N P O等を通じた実施も可能))や、読書活動の推進(例えば、学校図書館に事務職員を配置して、本のレンタルを行なうなど様々な読書活動推進に向けた取組を行う事業)。</p> <p>※ 教育現場における体験活動については、以下において様々な先駆的な取組を紹介しており、外部人材の活用方策の在り方を含めた教育的効果の高い好事例を参照することができる。</p> <p>http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/055.htm</p> <p>いじめや不登校などの問題を抱える児童生徒が適切な相談を受けることができるよう、相談員等の外部人材を活用し、教育相談や生徒指導を充実(例えば、「スクールカウンセラー等活用事業」又は「スクールソーシャルワーカー活用事業」で配置されている臨床心理士や社会福祉士等の専門家等に加え、児童生徒への相談業務を適切に行うことのできる人材を活用し、教育相談体制を更に充実する事業)。</p> <p>児童生徒の豊かな心や健やかな身体を育む部活動を充実させるため、スポーツ、文化、科学等に関する知識や技能を有する人材を活用する事業。</p> <p>ICT(情報通信技術)に関する経験豊かな人材を教員補助者等として学校に受け入れ、授業の支援や校内ネットワークの管理等を通じて、ICTを活用した教育活動を充実する事業。</p>

(必要な人員・雇用数等)

望ましい雇用数の目途等は特段存在しないが、子どもの学校生活に限り、教育活動を支援するという観点から、教職員の教育活動を支援することができる望ましい質

を備えた人材を雇用する必要があり、学校側と事前に十分調整・相談の上で事業に取り組むことが望ましい。

(委託費水準)

雇用を行う人材に応じて、都道府県・市町村が自由に設定。

(留意点)

国において行っている様々な国庫補助事業の看板の架け替えとして実施することは不可。ただし、国庫補助事業に加えて外部人材を活用した教育活動を展開することは可能。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

(期待される効果)
制度改正を要する事項は特に存在しない。

(期待的効果)：子どもが教職員以外の様々な人材と交流し、支援を受けることによる教育効果の増。専門的スキルを有する人材による充実した教育活動の展開。教職員が一人一人の子どもと向き合う時間をより確保することにもつながる。

(先行事例)

※事業内容において一部紹介。

(期間後の取扱い)

地域密着型NPO等による派遣人材としての登録を受けるなどして、地域の有為な人材として引き続き雇用されることを視野に入れた雇用であれば望ましい。

(関係省庁担当者連絡先)

文部科学省大臣官房政策課 係長 喜久里
電話番号：03-6734-3655 / ファックス：03-6734-3650

(関連分野) 教育・若者支援
(事業の名称) 若者自立支援援助事業
(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要
(事業内容)
若者自立塾・地域若者サポートステーション運営団体、その他若者自立支援団体と連携して、自治体が若者の自立支援を委託した団体において、ニート等の若者自立支援の取組を支援する事業（学び直し、若者相互交流のサポート、合宿型の生活訓練サポート、社会体験、ジョブトレーニング、就職活動の同行、協力者の開拓等）。
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし
(期待される効果)
定性的効果：
職業的自立を目指す若者に対するきめ細かい支援が可能となる。 雇用された者は、業務経験を通じ、若者自立支援のノウハウを身につけることができる。また、若者の自立支援への参加を通じて、自らのキャリアを見直す契機となる。
(先行事例) 特になし
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省職業能力開発局キャリア形成支援室 室長補佐 小松桂子 電話番号：03-3502-8931 / ファックス：03-3502-8932

(関連分野) 教育・若者支援	(事業の名称) 中学・高校等のキャリア教育等支援事業	(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要		
(事業内容)		
中学校、高等学校等で行われているキャリア教育を支援するため、キャリア・コンサルタントなどの有資格者や、多様な経歴を有する社会人を、キャリア教育補助者として教育委員会等に配置し、各学校を巡回して児童・生徒・学生の職業意識形成を支援するほか、高校中退者等の学び直しや教育訓練・就労について相談・支援する事業。(職場体験受入企業等の開拓、職業・就職に関する講話・相談・教材作成、高校中退者等に対する訪問相談・支援等)		
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)		
特になし		
(期待される効果)		
定性的効果： 支援を受けた児童・生徒・学生の職業に対する興味・適性の明確化や職業意欲の喚起が図られ、フリーター・ニート化や、早期離職の未然防止が期待される。 雇用された者は、業務経験を通じ、学校教育現場でのキャリア教育のノウハウを身につけることができる。		
(先行事例)		
特になし		
(期間後の取扱い)		
(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省職業能力開発局キャリア形成支援室 室長補佐 渡部昌平 電話番号：03-3502-8931 / ファックス：03-3502-8932		

(関連分野) 教育・若者支援	(事業の名称) キャリア教育外部人材活用事業	(関係省庁名) 文部科学省、厚生労働省、経済産業省
事業の概要		
(事業内容)		
<ul style="list-style-type: none"> 非正規労働者や中高年齢者等のうち、キャリアコンサルタント・キャリアカウンセラー等の有資格者、企業の人事部門経験者・ハローワークの就職業務経験者をはじめ、社会人・職業人に求められる能力や資格要件、学校在学中及び卒業後にキャリアを形成していく方法等について専門的な知識や情報を持ったキャリアアドバイザー等の多様な経歴を有する社会人を、教員補助者として学校へ受け入れる。 上記の者による講演・講話等を通して、職業の実際やその変化、今日の企業が求める職業人としての資質や能力等を知ることによって、児童・生徒の職業意識の形成に資する。 上記の者の経験を生かした進路相談（就職相談）、就職先紹介・確保等により、児童・生徒の就職支援にも資する。 		
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)		
制度改正：特になし。		
(期待される効果)		
定性的効果：		
<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が教員以外の外部人材による講演等や進路相談等を通して、職業意識や就職意識の形成に資する。 		
(先行事例)		
(期間後の取扱い)		
<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育の外部人材としての上記社会人を、教員補助者として、地方自治体において活用（雇用）することを検討。 		
(関係省庁担当者連絡先)		
文部科学省初等中等教育局児童生徒課 課長補佐 松本吉正 / 主任 小林宜徳 電話番号：03-6734-3297 / ファックス：03-6734-3735		

(関連分野)
教育・若者支援

(事業の名称)
企業O B等の地域人材を活用した教育支援マッチング推進事業

(関係省庁名)
経済産業省

事業の概要

(必要性)

- ・近年、ニート・フリーターの増加や若者の早期離職の加速など、産業界にとどまらず、「学校から職場への移行 (School to Work)」が大きな問題へと発展。また、子どもたちの理科離れの深刻化は、イノベーション創出の妨げとなるおそれがある。
- ・これらの背景として、現代の若者が、職場や社会に出る前段階において、自分の能力・適性や将来に対する目標を見失っていることや、学校での学習が社会とどのように関わっているのかが分からぬことが大きく影響していると考えられる。
- ・さらに、平成21年度から小学校において外国語活動が順次開始される等、学校教育への期待は高まっているところ、これら様々な社会ニーズに応えていくためには、社会総がかりでの教育の実現が不可欠となっている。

(事業内容)

- ・都道府県等が、民間団体等を活用して、特別非常勤講師や地域協力者の発掘、学校ニーズへのマッチング等を行う事業を行う。
- ・本事業を通じて、技術を持つているにも関わらず職を失ってしまった人材等に雇用機会を提供するとともに、子どもたちが、社会を意識した学習を意欲的に行うことのできる教育を実現する。
- ・具体的には、都道府県等が、企業O Bや主婦など、専門知識や企業経験等を持つ地域人材を、特別非常勤講師や支援員として雇用する。
- ・併せて、事業の円滑化を図る観点から、都道府県等が、上記講師や地域協力者の発掘・マネジメント、学校ニーズとのマッチング、授業プログラム（キャリア教育、情報教育、環境教育、英語や理科等の教科教育等）や教員研修プログラムの開発等を行うコメディネーター事業を民間団体等に委託する。

(事業展開に必要な事項・規制緩和など)

(制度改正：特になし
定性的効果)

- ①学びの質の向上：キャリア教育等により、学校での学びが社会でどう活かされているかを児童生徒が知ることで、学習の意味づけが明確になり、理解力の向上が図られる。
- ②地域活性化：身近な企業等が教育資源として活用されることで、これまで関わりの無かった人同士の交流が活発になる。

(先行事例)

- ・学校教育コーディネーター（杉並区）：
　　学校教育コーディネーターは、総合的な学習の時間、各教科、選択教科、部活動などで学校が必要とするゲストティーチャーや協力者を紹介するとともに、相互の連絡・調整を図り、円滑に活動を進めるための支援を実施。
　　また、学校サポートを活用した活動を企画・提案するなど学校と地域の掛け橋としての役割を担う。

・鳳籬塾（佐賀市）

佐賀県佐賀市では、NPO法人鳳籬塾が、商店街や銀行など地元企業約300社との仲介を一手に引き受けたことで、約3～6か月にわたり「事前」→「体験」→「事後」の体系的なカリキュラムの販売体験を実施。

事前学習
(20時間)
・地元商店街で、重い物を運び、商品仕入れのための融資を受けた。

体験学習
(17時間)
・商店街の空き店舗等を活用し、販売体験。
・事前学習を活かして、陳列、値付け、売り方（タイムサービス等）を工夫。



事後学習
(8時間)
・収支決算を行い、会社設立時に融資を受けた金額を返済。
・利益は、寄附や学校の植林に還元。

(期間後の取扱い)

平成24年度以降は、教育委員会によるコーディネーターの継続雇用や、教育関連の委託事業等により継続。コーディネーター育成を制度化することも検討。

(関係省庁担当者連絡先)

経済産業省経済産業政策局産業人材政策室 綱長 大石 / 中村

電話番号：03-3501-2259 / ファックス：03-3501-0382

(関連分野) 教育・若者支援
(事業の名称) 地域におけるＩＣＴの安全な活用能力の向上事業
(関係省庁名) 総務省

事業の概要

(事業内容)

- ・小中学校・高等学校を含む地域社会において、児童、教職員、保護者向けにＩＣＴの安全な活用能力を向上させる機会が限られていることから、地方公共団体から民間企業への委託により、①学校に対するＩＣＴの安全な活用能力講座の提供、②地域での見守り・普及活動の核となる人材の育成、③ネットいじめ等で児童生徒からの相談を受けた教職員からの相談への対応、④学校裏サイトにおける誹謗・中傷等の書き込みの監視、及び学校等の関係機関に対する被害状況や対策手法等の提案、⑤放課後教室において情報モラル教育に関するカリキュラムを構築し、教材を提供する等のコンサルティング活動等の幅広い活動を行う。(民間企業等が、専門能力を持つ通信事業者ＯＢ等を専門相談員や監視員等として雇用し、実施することを想定。)

(設備・人員等の基準)

- ・市町村の自由設計。

(利用者の規模)

- ・市町村の自由設計。

(利用料)

- ・市町村の自由設計。

(委託費水準)

- ・市町村の自由設計。

(関係者の役割)

- ・市町村：実施主体（施設や設備の整備、運営委託先の選定・監督）、連携体制の構築など
- ・都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築など

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

- ・制度改正：特になし

(期待される効果)

- ・安心・安全面の啓発及びネット利用の知識向上により、教職員や保護者等がインター

ネットを安全に利活用する能力が向上。

地域における見守り能力向上、監視業務センターの設置等による地域活性化

(先行事例)

- ・e-ネットキヤラバン(子供達のインターネットの安全な利用のため、インターネットの「影」の部分についての保護者・教職員向けの講座を、通信業界と総務省が協力して開催。通信業界は無償で職員を講師に派遣する等、企業のCSR活動として参画。また、実施にあたっては文部科学省とも連携。)
- ・NTTドコモ ケータイ安全教室(小中学校・高等学校および地域コミュニティなどの団体に講師を派遣し、携帯電話を使う際のマナーやトラブルへの対処方法を啓発)・東京都教育委員会による都内全公立学校(約2200校)のいわゆる「裏サイト」に関する監視業務委託事業(平成22年度以降)

(期間後の取扱い)

必要に応じて自治体の独自事業に切り替え

(とりまとめ省庁担当者連絡先)

総務省総合通信基盤局データ通信課 課長補佐 大西
電話番号: 03-5253-5853 / ファックス: 03-5253-5855
総務省総合通信基盤局消費者行政課 課長補佐 大内
電話番号: 03-5253-5843 / ファックス: 03-5253-5948

(関連分野)
教育・若者支援

(事業の名称)

「大学等における地域貢献、教育機能充実のための業務支援事業」

(関係省庁名)
文部科学省

事業の概要

(事業内容)

大学・短期大学において、地域の離職者や非就労者を雇用して、以下のようない地域貢献、教育機能充実のための業務支援を行う。また、経済悪化の影響から内定取消を受けた学生等の就職を支援するため、地方公共団体、経済団体、大学等が連携し、就職相談から就労支援までを一体的に行い、雇用・就業機会の創出及び生活支援を総合的に実施する取組を支援する。なお、事業の実施主体としては、地方公共団体による実施のほか、国立大学法人、公立大学法人、学校法人等に対する委託が考えられる。

i) 大学等における業務支援の例

- ・大学・短大の図書館、実験施設等を地域の住民・企業等に対して夜間開放したり、生涯学習事業を運営するための事務・管理補助を行う。
 - ・学生の就職活動を支援するため、大学・短大の就職部等において、キャリア・コンサルタント等の資質を有する離職者を雇用して、就職相談や就職活動指導の業務の補助を行う。
 - ・文化・スポーツ等の大学・短大における学生活動に対する支援を行う。
 - ・大学・短大においてパソコン操作の支援を行う PCボランティアや学内のコンピュータネットワークの保守管理を行う。
 - ・子どもを持つ女性教員・研究者の教育研究活動を支援するため、大学・短大内に設けられた託児施設で保育士等の資格を有する離職者を雇用して、運営を行う。
 - ・聴覚に障害のある学生の学習を支援するため、ノートテイク（講義の内容や周りの様子を文字で伝える筆記通訳）の補助を行う。
- ii) 産・官・学の連携による就職から就労までの総合的な支援
- ・複数大学が参加する大学コンソーシアムと地方公共団体、経済団体等が就職の情報交換、就職・就労相談を合同で実施。
 - ・地域のニーズに応じた、就労につながるようなビジネスマナー講座、資格取得を含む各種学習機会の提供。
- (i) に関する雇用対象
- ・実施する業務に応じて、大学・短大は、雇用する離職者・非就労者について一定の資格等の要件を設ける。
 - ・雇用される者は、大学院修了後、引き続き大学院において研究を継続する者も含まれる。

(委託費水準)

各大学等で実施する事業の態様に応じて、都道府県・市町村が自由に設計。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)
特になし。

(期待される効果)

定性的効果：

- ・大学・短大の図書館・実験施設等の地域住民・民間企業等への夜間開放を通じた地域での生涯学習や産学連携の促進による地域の活性化。
- ・大学・短大の教育研究機能の向上、就職支援等の学生支援機能の充実。
- ・産・官・学の連携による就職・就労支援の総合的取組が実現。

(先行事例)

- ・学生等の就職支援のため、キャリアコンサルタントを雇用し、就職相談から就職支援に関する情報のデータベース作成による効果的な情報提供を実施。
- ・障害学生に対して入学から学習・卒業・就職支援までを視野に入れた総合的学生支援の取組を実施。
- ・複数の大学が参加する大学コンソーシアムにおいてキャリアコンサルタント等を雇用し、地域の経済団体、地方公共団体、ハローワーク等と連携し、就職相談、セミナー、キャリアアップ講座等の開催などを実施。

(期間後の取扱い)

- ・都道府県基金による雇用期間が終了した後も、大学・短大の地域貢献、教育機能の向上に頗著な成果があったものについては大学等において雇用継続。
- ・基金による総合的な就職・就労支援事業が修了した後も、関係機関による自立的な活動を継続されるような仕組みとする。

(関係省庁担当者連絡先)

文部科学省高等教育局大学振興課 専門官 後藤／係員 栗山

電話番号：03-5253-4111（内2493）／ファックス：03-6734-3387

文部科学省高等教育局学生支援課 課長補佐 圓入／係長 澄川

電話番号：03-5253-4111（内） ファックス：03-6734-3391

(関連分野)

教育・若者支援

(事業の名称)

大学等における地域貢献事業

(関係省庁名)

内閣府、文部科学省

事業の概要

地方大学等の多くが、地域における知の拠点として、社会貢献事業、生涯学習の提供、市町村や地元の商工団体等と連携した地域再生事業に取り組んでいる。

このようなかんじで、眞に地域社会ニーズに応えるためには、地域社会と大学との架け橋となる人材が不可欠であり、大学等が地域の実情やニーズに精通した人材（地方銀行や地元企業の退職者など）をコーディネータや講師等として雇い入れ実施する地域貢献事業を支援。

（事業展開に必要となる事項・規制緩和など）

特になし

(期待される効果)

定性的効果：

地域活性化、地域住民による大学の人的物的資源の活用

(先行事例)

市町村や教育委員会との連携により、短期大学の専門性を持つ教員や保育者養成教育を受けている学生が中心となり、大学内に子育て広場を設置。地域の未就学児童や保護者を対象とし交流の場を提供。

臨床心理のエキスパートである大学教員が中心となり地域住民の相談に応じる「社会福祉相談室」を設置。関係機関や他の専門機関との連携、他の専門機関への紹介なども実施。

(期間後の取扱い)

大学の自己資金による運営、地域との共同事業として切り替える。一定の成果を地域に還元。

(関係省庁担当者連絡先)

文部科学省高等教育局私学部私学助成課 課長補佐 日比謙一郎 / 係長 西村敏信
電話番号：03-6734-3396 / フックス：03-6734-3396

(関連分野) 教育・若者支援	(事業の名称) 体験活動を通じた地域活性化プラン
(関係省庁名) 文部科学省	(事業の概要)
(事業内容)	<p>青少年の健全育成のために極めて重要な体験活動の機会を通して、地域社会の活性化を促す。</p> <p>体験活動には、自然体験、職業体験、環境学習、社会奉仕体験、生活体験など様々な活動があり、これらを実施するためには多種多様な能力を有する指導者等が必要。地域の青少年関係機関等が退職者、非正規労働者、若年無業者などを体験活動指導者やコーディネーターとして活用し、もって地域の活性化や雇用機会の創出に資するもの。そのための指導者養成や、学校や地域と連携したプログラムをコーディネートするためのスタッフを養成も含めた総合的なプランを実施。</p>
(設備・人員等の基準)	<p>各地域の実情に応じた体験活動を展開するためには、体験活動に関わる者のすそ野は広くなくてはならない。</p> <p>体験活動を支援することができる質を備えた人材であることは言うまでもないが、多様な体験活動に応じた多才な人材を雇用することが望まれる。</p>
(委託費水準)	雇用を行う人材に応じて、都道府県・市町村が自由に設定。
(留意点)	<p>参考：体験活動を推進する国の施策としては、「青少年体験活動総合プラン」等を実施している。</p> <p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 改正をする事項は特に存在しない。</p>
(期待される効果)	定性的効果：地域社会が総がかりで体験活動に取り組むことにより、青少年が抱える様々な課題に対応することができる。加えて、多様な地域の人材を指導者やコーディネーターとして雇用することにより、地域の活性化を図ることができる。

(先行事例)

- ① 特定非営利活動法人自然体験活動推進協議会が実施する指導者養成及びプログラム開発（事業実施に必要な事務スタッフを雇用）
- ② 島根県教育委員会が再委託している特定非営利活動法人Y.Cスタジオにおいて課題に対応した体験活動を実施（体験活動指導者を雇用）

(期間後の取扱い)

地域密着型NPO等による派遣人材としての登録を受けるなどして、地域の人材として引き続き雇用されることを視野に入れた雇用であれば望ましい。

(関係省庁担当者連絡先)

文部科学省スポーツ・青少年局青少年課 事業係長 北島 直幸
電話番号：03-6734-2056 / ファックス：03-6734-3795

(関連分野)

教育、若者支援

(事業の名称)

ひきこもり社会活動支援事業

(関係省庁名)

厚生労働省

事業の概要

- ・ひきこもり居場所事業（ひきこもり本人の居場所及び社会活動の場づくり）
居場所では、ひきこもりについて専門的な知識を持つ指導員の他に、ひきこもり者を支援する世話を雇用し、ひきこもり本人の話し相手になるほか、屋内活動（料理・ゲーム・季節の行事等）、野外活動（スポーツ、散歩）及び就労につながるような活動（勉強、P.C研修、車の免許取得、農業体験等）への支援を行う。また、ひきこもり者が居場所から活動の場へ移動する際の送迎も行うなど。
- （実施主体：都道府県、市町村及び各自治体から委託されたN.P.O法人等）

- ・ひきこもり訪問支援事業（ひきこもり者及びその家族への家庭訪問支援）
各自治体及び各自治体から委託されたN.P.O法人等は、保健師などの専門職による訪問支援の他に、各自治体において実施するひきこもり養成講座を終了した「ひきこもり訪問スタッフ」（ひきこもり本人や家族の求めに応じて家庭訪問し、社会参加などについて相談相手になる者）を雇上げ、相談活動を行ってもらう。

（例）ひきこもり訪問スタッフ養成講座：5回開催（3ヶ月間）、受講定員50名
(実施主体：都道府県、市町村及び各自治体から委託されたN.P.O法人等)

（事業展開に必要となる事項・規制緩和など）
特になし

（期待される効果）

定性的効果：ひきこもり本人が様々な活動に参加することによって、社会参加への自信がついて、社会的自立につなげることができる。

（先行事例）

- ・ひきこもり者に対する居場所の提供
和歌山県ひきこもり者社会参加支援センターにおいては、「ひきこもり者」に対し受容的で非強制的な環境としての「居場所」を提供
- ・ひきこもり訪問サポート事業
愛知県では、自宅以外での活動が制限されているひきこもり者の支援のため、「ひきこもり訪問サポート」を養成し、自宅などにひきこもっている本人やその家族からの求めに応じて家庭を訪問し、社会参加などについて相談にのる。

（期間後の取扱い）

（関係省庁担当者連絡先）

厚生労働省社会・援護局総務課 課長補佐 高倉恵子 / 係長 青木一生
電話番号：03-3595-2612 / ファックス：03-3503-3099

(関連分野) 教育・若者支援
(事業の名称) 創業予備軍養成事業
(関係省庁名) 経済産業省
事業の概要
(事業内容) 失業者等で新規開業・ベンチャー創業をめざす者を、地域の中小・ベンチャー企業等で就業させることにより、事業経営を間近に経験させて、新規開業・ベンチャー創業に必要な経営知識・ノウハウを習得させる。なお、失業者等と中小・ベンチャー企業等のマッチング、紹介等の事務は、インターナシップ仲介事業者等のノウハウを有する民間事業者等に委託する。 当該事業の実施により、短期的には雇用の拡大が見込まれることに加え、中長期的には地域における新規開業・ベンチャー創業の活性化とそれに伴う雇用機会の拡大が期待される。
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)
(期待される効果) 定性的効果： ① 新規開業、ベンチャー創業に必要な知識やスキル等を身に付けた者が増え、中長期的には地域における新規開業・ベンチャー創業が促進される。 ② 常時人手不足気味のベンチャー企業に働き手が供給される(特に多忙な経営者等を補佐する者の存在は大きい)。
(先行事例) 全国で20数社以上の民間企業等が、ベンチャー企業へのインターナシップの仲介を行っている(企業から仲介手数料を得ている)。 (期間後の取扱い) 23年度以降も引き続き各自治体において継続
(関係省庁担当者連絡先) 経済産業省経済産業政策局新規産業室 課長補佐 北村敦司 / 係長 林直樹 電話番号：03-3501-1569 / ファックス：03-3501-0090

(関連分野) 教育・若者支援	(事業の名称) 地域産学連携キャリア／ものづくり教育支援コーディネータ	(関係省庁名) 経済産業省、文部科学省
事業の概要		
(事業の内容) 地域における初中等教育機関と産業界をつなげ、地域社会における魅力的・実践的な授業や、職業を考える機会を与える教育を行う。		
<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の理科教室を支援する企業と学校をコーディネートする機関や部門を設置し、コーディネータを配置して企業や学校に対してノウハウを提供。 ・理科教室の教材準備や実験補助員などのサービスを提供。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校のものづくり教育を支援する企業と学校をコーディネートする機関や部門を設置し、コーディネータを配置して企業や学校に対してノウハウを提供。 ・工場見学の企画や案内などのサービスを提供。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校のキャリア教育を支援する企業と学校をコーディネートする機関や部門を設置し、コーディネータを配置して企業や学校に対してノウハウを提供。 ・見学の企画や授業の手伝いなどのサービスを提供。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・高校生のインターンシップを支援する企業と学校をコーディネートする機関や部門を設置し、コーディネータを配置して企業や学校に対してノウハウを提供。 ・インターンシップの企業現場での手伝いなどのサービスを提供。 		
(必要人員)		
コーディネート機関に核となるコーディネータを配置し事業を実施。それぞれの企画準備の手伝いや当日の補助、検証などコーディネータ業務の補助として、雇用創出する。		
(関係者の役割)		
市町村、都道府県：地域の学校と企業との連携体制、実施体制の構築 国：モデルの提供		
(事業展開に必要な事項・規制緩和など)		
特になし		
(期待される効果)		
定性的効果： 地域企業による魅力的な教育の実現 地域企業の魅力発信やコミュニケーションの創出		

教員不足の一助

将来的なものとして、児童・生徒の職業観醸成によりニートフリータ対策

(先行事例)

1. キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システム開発事業
2. 社会人講師活用型教育支援プロジェクト
3. 早期工学人材育成事業
4. 工業高校実践教育導入事業
5. 体系的な社会人基礎力育成・評価システム構築事業
など（経済産業省モデル事業）

(期間後の取扱い)

2. 3年の実行ノウハウの蓄積により、補助員の人数は削減可能。補助員のコーディネータ登用などキャリアアップも期待

(関係省庁担当者連絡先)

経済産業省経済産業政策室産業人材政策室
電話番号：03-3501-2259 / ファックス： 03-3501-0382
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
電話番号：03-3501-2259 / ファックス： 03-3501-0382

(関連分野) 教育・若者支援	(事業の名称) みなとまちの歴史・文化を活用した生涯学習、総合学習の充実を図る事業
(関係省庁名) 国土交通省	(事業の概要)
<p>(事業概要)</p> <p>港や海岸における史跡めぐりの企画運営、歴史・文化を紹介するための情報収集・整理・発信のための体制整備を図り、生涯学習、総合学習の充実を図るとともに、地域の情報発信や近年ニーズの高まりに応じたみなどの担い手となる観光ボランティアやそれを育成する講師等の雇用を支援する。</p>	
<p>(人員の基準)</p> <ul style="list-style-type: none">原則として、市町村の自由設計、ただし周辺地域の歴史・文化・観光資源等に精通した者もしくは研修等を受け、同程度の能力を有することが認められる者。	
<p>(利用の規模)</p> <p>原則として、市町村の自由設計。</p>	
<p>(関係者との役割)</p> <ul style="list-style-type: none">市町村：実施主体(管理・監督)、連携体制の構築。都道府県：都道府県からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築、施設の管理運営、施設使用に関する支援。国：事業運営全般に関する相談・助言。	
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など)</p> <p>特になし。</p>	
<p>(期待される効果)</p> <p>定性的効果：</p> <ul style="list-style-type: none">① 地域に密着した運営：市町村が管理し、地元の社会福祉法人やNPO法人、民間企業等に運営委託。② 周辺地域の活性化：みなとまちの歴史・文化を活用した生涯学習、総合学習の充実による地域活性化。	
<p>(先行事例)</p> <p>野蒜築港ファンクラブによる、野蒜築港に関する生涯学習の啓発と次世代への継承に向けた活動</p>	
<p>(期間後の取扱い)</p> <p>関連地元市町村へ移管。</p>	
<p>(関係省庁担当者連絡先)</p> <p>国土交通省港湾局振興課 課長補佐 阿野 / 係長 佃 電話番号：03-5253-8672 / ファックス：03-5253-1651</p>	

(関連分野) 教育・若者支援	(事業の名称) 海辺における自然体験環境学習事業
(関係省庁名) 国土交通省	(事業の概要)
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none">・海辺における環境保全や自然再生の方についての啓発を行うため、一般市民を対象とした自然体験学習（干潟観察会など）を実施する。・地元のハローワーク、地域活動組織と連携体制を組み、離職者、雇い止めされた派遣労働者等未経験者への研修を雇用下で行う。<ul style="list-style-type: none">—当初の研修期間は、2週間程度。—カリキュラムは、各運営主体が実績のある地域活動組織の協力を得て作成。研修後に自然体験学習の企画立案から運営まで行える人員養成を目標とする。	
<p>(委託先の基準)</p> <ul style="list-style-type: none">・原則として、市町村の自由設計。ただし、自然体験学習の実施のみでなく、離職者等への研修を管理するコーディネーターを配置できること。	
<p>(利用者の規模)</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村の自由設計。	
<p>(関係者の役割)</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村：実施主体（委託先の選定・監督）、連携対策の構築など・都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築、場の提供など・国：事業運営全般に関する相談・助言、場の提供など	
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など)</p>	
<p>(期待される効果)</p> <ul style="list-style-type: none">①環境意識の向上②地域に密着した運営：地元のNPO法人や民間企業等に運営委託	
<p>(先行事例)</p>	
<p>(期間後の取扱い)</p>	
<p>(関係省庁担当者連絡先)</p>	
<p>国土交通省港湾局国際・環境課 課長補佐 加藤 / 係長 草野 電話番号：03-5253-8685 / ファックス：03-5253-1653</p>	

(関連分野)
教育・若者支援

(事業の名称)

次世代廃棄物処理作業員育成

(関係省庁名)
なし

事業の概要

(事業内容)

- 次世代を担う若い技術者を緊急的に雇用し、技能を持った職員が率先して教育を行う
廃棄物処理業者に対し助成を行い、廃棄物の処理や施設の維持管理に関する高度なノウハウを次世代へと継承することを促進する。

(設備・人員等の基準)

- ・原則として、都道府県・政令市の自由設計。
- ◆ 都道府県・政令市 → 民間企業等
と助成を行う。

(関係者の役割)

- ・都道府県・政令市の自由設計。都道府県基金から
◆ 都道府県・政令市 → 民間企業等
と助成を行う。

- ・都道府県：雇用を行う事業者の審査、雇用への助成など
- ・国：事業運営全般に関する相談・助言など

(事業展開に必要な事項・規制緩和など)

制度改正：特になし

(期待される効果)

定性的効果：産業廃棄物の適正処理が確保される。

(先行事例)

特になし

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)
環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
電話番号：03-5501-3156 / ファックス：03-3593-8264

(関連分野) 教育、若者支援
(事業の名称) 放課後子ども教室
[国事業名：放課後子ども教室推進事業（放課後子どもプラン）]
(関係省庁名) 文部科学省
事業の概要
(事業内容) <ul style="list-style-type: none"> すべての子どもを対象とし、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する。 市町村から事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことが可能。
(実施場所) <p>学校の余裕教室、公民館、児童館等子どもたちが安全・安心に活動できる場所</p>
(必要な人員) <p>子どもたちの安全管理、学習やスポーツ等の様々な活動のサポートを行なうために、地域の人材を活用する。</p>
(利用料) <p>参加は原則として無料。実費負担等はあり。</p>
(事業に係る関係者の役割) <ul style="list-style-type: none"> 安全管理員・・・放課後子ども教室実施にあたり、子どもたちの安全管理をする。 学習アドバイザー・・・学ぶ意欲がある子どもたちに対して、学習機会を提供する取組の充実を図る。 コーディネーター・・・域内の放課後対策事業の総合的な調整を図る。
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) <p>無し</p>
(期待される効果) <p>定性的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後や週末等の子どもの安全・安心な居場所づくりは、各自治体共通の課題であり、今後も途切れることなく継続的事業として実施可能。 地域全体で子どもを見守り育むことを通じ、地域の教育力の向上や子どもの社会性等の向上が期待され、地域再生、将来を支える人材の育成が可能。
(先行事例) <ul style="list-style-type: none"> 放課後子ども教室推進事業（国庫補助事業） http://www.houkago-plan.go.jp を参照
(期間後の取扱い) <ul style="list-style-type: none"> 市町村独自、あるいは国、都道府県の補助を受けた事業として実施可能。

(関係省庁担当者連絡先)

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課 専門官 竹田 / 係長 丹野

電話番号 : 03-6734-3260 / ファックス : 03-6734-3281